

第三十四回国会 衆議院 内閣委員會議録 第三十八号

昭和三十三年五月十二日(木曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 福田 一君

理事 淺香 忠雄君 理事 岡崎 英城君

理事 高橋 禎一君 理事 高橋 等君

理事 前田 正男君 理事 石橋 政嗣君

理事 石山 權作君 理事 田万 廣文君

生田 宏一君 今松 治郎君

内海 安吉君 小金 義照君

谷川 和雄君 辻 寛一君

富田 健治君 山口 好一君

杉山元治郎君 門司 亮君

出席國務大臣 益谷 秀次君

出席政府委員 人事院事務官 矢倉 一郎君

(職員局長) 總理府總務副官 佐藤 朝生君

官 外務政務次官 小林 網治君

外務事務官 内田 藤雄君

(大臣官房長) 委員外の出席者

人事院事務官 小西 宏君

(職員局長) 門 員 安倍 三郎君

五月十一日

委員谷川和雄君及び角屋堅次郎君辭任につき、その補欠として倉石忠雄君及び柏正男君が議長の指名で委員に選任された。

同月十二日

委員倉石忠雄君辭任につき、その補欠として谷川和雄君が議長の指名で

委員に選任された。

五月十日

傷病恩給の是正に関する請願(田中彰治君紹介)(第三三八六号)

同(福井順一君紹介)(第三三八七号)

同(正力松太郎君紹介)(第三四二七号)

同外一件(中村幸八君紹介)(第三四二八号)

同(大橋武夫君紹介)(第三五一五号)

同(星島二郎君紹介)(第三五一六号)

同(建國記念日制定に関する請願(松岡嘉兵衛君紹介)(第三三八八号)

同(高田富與君紹介)(第三三八九号)

同外三十三件(相川勝六君紹介)(第三四二五号)

同(愛知操一君紹介)(第三四二六号)

同(松岡嘉兵衛君紹介)(第三四五〇号)

同(本名武君紹介)(第三五二五号)

長野県に災害救助用ヘリコプター隊招致に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三四二九号)

寒冷地手当増額に関する請願(笹山茂太郎君紹介)(第三四四八号)

建設省定員外職員の定員化に関する請願(増田甲子七君紹介)(第三四四九号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

外務省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一二三号)

○福田委員長 これより會議を開きます。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を許します。石山權作君。

○石山委員 ただいま議題になっている国家公務員災害補償法は、提案の中にもありますが、在来よりも働く人たちのための条件がかなり有利になりました、こういうことが言われております。しかしこれはもちろん比較的有利になったというところでございまして、私たちから見ればかなり不備も拝見されます。たとえば、社会労働委員会では本法が通ったわけですが、このことを通じて考えてみても、今度の国家公務員災害補償法の中身が非常に多岐多様にわたっているというところでございまして、こういうような厚生事業はおおむね公務員であろうとも、男でも女でもというふうな工合で、国民という立場から見ると一本化されなければならないのが一つの要素になるだろうと思っておりますが、今回特に国家公務員という名前、あるいは国家公務員の中でも特別職という名前、あるいは船員のうちでも上級、下級ですか、海上保安庁と分けてみた、こういうふうな分け方が、今回の本法の提案理由の中身にならうと思うのですが、そうしなければならなかった理由を一つ御説明を

いたしたいと思ひます。私たちはなるべく一本化が必要だろう、だれが見てもわかるようなことが必要だろうと思ひますが、こういうふうな四つくらいに分けなければならなかった理由を一つ御説明いたしたい。

○佐藤(朝)政府委員 ただいま石山委員から御質問のありました点につきましては、現在の国家公務員災害補償法は、御存じの通り公務員法の体系と申しますか、公務員法の体系の中に公務員災害補償法がございまして、また特別職につきましては、原則として国家公務員法が適用されませんので、特別職につきましては、別な公務員災害補償法の制度をとっておるわけでございまして、もともとただいま仰せのありました通り、公務員が災害にかかった場合の補償制度につきましては、実質的にきましては大体同一歩調にすべきであると考えておりますが、現在の法律の体系が、一般職と特別職というふうな二つの体系に分けております関係上、災害補償につきましても、一般職と特別職というふうな二つの体系に分けて考へておる次第でございまして、今回の改正案におきましても、その建前をくずさずに、一般職の体系と特別職の体系と二つに分けて改正案を出しておる次第であります。

○石山委員 それではこまかいことになりませんが、人事院の方にお伺いしたいのです。今副長官の答弁では、特別職と一般職と何ら差異がないような仰せです。しかし差異がないといつても、名称が違っていることと、境目、いわゆる給与でいえば体系があるわけでしょう。そうすると特別職の体系と一般職の体系というものは、そこに差が出てくるわけです。つまりわずかの差だと思ひますが、階段が違ひうのです。そうした場合に、いわゆる不公平の点があることをとおっしゃっているのですが、実際に一人一人階段の違ひた人に当てはめた場合に、誤差が出るだろうと思ひますが、そういう点はいかがでございませうか。

○矢倉政府委員 実は特別職と一般職につきまして、それぞれ一応法の体系がかようになっておるのでございまして、実際に適用いたします場合は、大體準ずる措置をとっておりますので、個々の場合にいたしましても、差は出てこないというふうな現在考へております。

○石山委員 今度その問題については、所管が人事院に移るようには拝見しましたが、在来人事院から見ても公務員の補償の制度は、どこかに欠点等がありましたか。こうしたらより以上よいのではないかと、こういう考へ方と、今度の新しい制度というものはうまく合っているかどうか、まだ、皆さんが今まで考へてきた欠点があるか、そういう点があったら一つお聞かせ願えればよろしいと思ひます。在来の制度を見た考へ方、こうあるべきだといふ考へ方、今度の制度と見比べたものを、

おったのですが、今私は御答弁を承ると、普通の行政部門にはそういうことがないということになると、郵政のようない場合にはあなたの方の表ではどういう中に入るだろうかということの疑問を持ったのですが、御説明いただければ一つ。

○小西説明員 ただいまの郵政の場合に、いろいろな業務があるかと思ひますが、たとえばその職業病として掲げられております疾病の中にはこういうのがございます。非常に騒音が激しいというところ、その騒音による耳の疾患というものを起こした場合には、これは職業病として取り扱うというところはございます。それから非常に塵埃の多いところで業務をして、それによりましていわゆるじん肺症というものを起こした者は職業病とみなすということになっております。ただいま結核の例があげられましたけれども、結核も実はこの五十六の疾患の中に入っております。入っておりますけれども、これの対象になりますところの業務は、主として公務上結核患者に接して、その看護をするとか世話をするとか診療をするとか、そういう立場にある人が業務上感染をいたしました結核を発病したというときには、職業病として取り扱うということにいたしております。従つてそういう点から申しますと、大体結核療養所等の結核病棟に勤務している医師、看護婦という方々が、その対象になる職員でございます。

○石山委員 いい案でございます。う。たまには皆さんもいい案を出し下さると、われわれも内閣委員として審議のいかがあるわけですが、その

裏打ちとしての予算等は推定していられるだろうと思ひますが、どのくらいか。それからこれを支出する法的根拠などを一つ御説明願ひたいと思ひます。

○佐藤(朝)政府委員 このたびの改正は、障害補償を年金化するということでございます。また打ち切り補償を廃止するという二点でございます。最初の障害補償の年金化に伴ひましては、今度の改正案にありますが年金額が大体一時金の六分の一でございますから、当初の六年間はむしろ予算が減少するという状態でございます。それから打ち切り補償の廃止に伴ひます予算増も、従来人事院におきまして、打ち切り補償をほとんど行なつておりましたので、それにつきましても実質的には予算上はほとんど影響がないと思ひます。

○石山委員 そんなにうまくいっているのですか。これとこれと足して引いたらゼロだという工合に、うまい工合にいくわけないじゃないですか。百何十万人の人事を動かしてゼロだなんて、実際当てはめられないから、そんなに大ざっぱに言つておられるのだからと思ひます。どこかにあるだろうと思ひますけれども、国家全般の財政からすればそんなものはもの数にあらぬで、ごまかしはきくだろうという答弁だろうと思ひます。私ここで懸念するのは、これを施行した場合損得がないということになりますか。そうすると予算上はゼロで法文上だけよくなるなんという、そんなばかなことはないでしよう、言つてみれば。そうすればあなたが先ほど言つた今までは三年で打ち切つたけれども、今度は長く国家がめんどろを見てあげますなんというの

は、ちょっと何だかおかしいじゃないですか。それは文章だけのうたい文句ですか。つまり向こう三年というところ、境目にきていられる人が必ずあるわけでしょう。三年目で打ち切られる人が生きてくるでしよう。生きてくる分だけ予算がふえなければならぬということにはちよつと考へられるのですが、それは言葉だけで、むしろ経過措置としてはめんどろを見ないというわけですか、どうなんですか。経過措置としてめんどろを見るのですか見ないのですか。

○矢倉政府委員 確かに御指摘の点ですが、実は年金化したしますにつきましては、旧来一時金が一度に出ます。ところがこれを年金にしてずっと先まで引き延ばして参りますので、そこでさしあたり六年分というものを一時金に出して参りましたから、この六分の一が大抵年金の額になります。そこで人数が非常にふえない限りはその年金の分につきましては、むしろさしあたり若干減るかもしれないというめどがつくことになります。それから打ち切り補償の廃止につきましては、これは従来一応打ち切り補償はなされるべからぬというふうな考え方であるが、用いて参つたのであります。しかしそれにはいたしまして打ち切り補償は実際には何件かございまして、その分については予算増額というものは出て参ると思ひます。従つてそういう点、両者を彼此考へ合わせますと、当分の間は予算の増加というものは出て参らない、かように考へておるのです。

○石山委員 その説明を聞いてみると赤字でなくて黒字だということ、むしろ金があるという傾向が出る。だから

副長官が答弁されたようにプラス・マイナス・ゼロだという、そういう手品にはならない、ただ余裕があるということ。この制度をやつても何ら国家でも苦しまないで、十分にこの制度をば金額的に現わすことができるということだと私は思ひます。それでいいです。

それからもう一つお聞きしたいのですが、この条文は私が先ほどから言つたように、損はさせないのだ。損はさせないというけれども、たとえば海上保安庁の船員の問題の船員保険、これは有利になるというふうな可能性が生まれてきているわけです。こういうことはやはり制度としては、国民年金、国民保険というふうな立場からすれば、これを一本にするという工夫が最初からとられる必要があるということだと思います。それから先ほど私ちよつと申し上げた特別職の階段というものと一般職の階段が實際違ふわけですから、その境目が実施面からすると必ずちよつとしたあれが出てくる危険性があるのだらうと思ひます。私はやはりこの制度をやつていろいろな矛盾が出てきたら、少しであらうともその矛盾は上へ上げていくという努力が必要だらうと思ひます。これはむしろ予算なんかで下へ下げるというのでは最初の考へ方に逆行もしますし、歩調を一つそろえていただきたい。国家のお金を出すのですから、その人によつて、その職種によつて、重いか軽いかというのとおかしい。これはやはり民間であらうと官であらうと、ぐつと一本にそろえていただくということが基本にならうと思ひます。その経過措置として矛盾が出てきたならば、それは下

げるのではなくして、わずかの差であつても上に上げるような行政措置をこの場合とられることが、この法を生かす一つの基本になるのではないか、こういうふうな要望申し上げまして、質問を打ち切ります。

○福田委員長 ほかに御質疑はありますか。――御質疑がなければこれにて本案についての質疑は終了いたしました。

○福田委員長 これより本案について討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。なお本案に対する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

○福田委員長 次に外務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を許します。石山議員。

○石山委員 外交辞令でなく、そのものずばり御答弁をいただきたいと思ひますが、この審議官の役目と申しますか、任務と申しますか、一体何を意図していられるかということをまず第

一にお聞きしたい。

○内田(藤)政府委員 結局この職をなせ置こうとしているかという理由を御説明申し上げれば、おのずから職務内容もはつきりして参ると思ひますが、現在東京には在外公館が、大使館五十四、公使館が十一ございいます。戦後独立国が非常にふえて参ったということのほかに、漸次日本の地位が上がつて参ったためかどうかは存じませんが、ともかく東亜の方面におきましては在外公館を置く場合は、まず東京に置くというふうな傾向になっております。そういう関係で大使、公使が非常に大ぜいおられますと、おのずからこういう人たちは自国のプライドというふうな関係からも、やはり大臣とか次官でないとなかなか、局長くらいで実質的には差しつかえない場合でも、やはりそういう上の人を会いたいという希望が非常に強いわけでございいます。それがスムーズに参りませんと、相手方に不必要な不快の氣持を与えるというふうなことになるかねないわけでございいます。そういうわけで、これは必ずしも日本だけの問題ではないのでございましょう。各国ともに戦後次官のほかに、あるいは次官を複数制にするとか、あるいは次官代理、次官補とかいうような制度をとって参っておりま

ただでとりましても、一応外務省が何らかの形で接待をしなければ儀礼的にまづいような件数が百七十件をこえております。そしてこういう場合、相手の地位によりまして、ただ局長だけでは何となく相手方の名譽心におもしろくない感じを与えるというふうな例が少なくないのでありまして、そういう関係から、いわゆる招待外交的な角度での上級者の接待面の仕事というのがまた非常にふえておる。

もう一つは、これまた戦後の非常に特殊な現象でございまして、国際連合、それに伴います付属の国際会議、あるいはそれ以外でも国際会議の数が非常にふえて参っておりまして、そして東京で行なわれるものも非常に多いのでございまして、ほかで行なわれません場合に、できることなら現地の大使など間で間に合わせるように努力はいたしますが、実際問題といたしまして、本省から次官あるいは次官の代理者クラスの者の出席が要請されるような国際会議が漸次ふえて参っておりまして、最近の例で申し上げますと、後進国開発の国際会議なども、次官あるいは次官代理の者を出してくれということが、大体の標準になっておったわけでございいます。そうかと申しまして、次官がそう簡単に出席くというわけには實際問題として参りませんので、やはり次官の代理者のような者がそういう会議でも出るような体制を作っておくことは、国際的な現状に合った制度ではないか、こう考えるわけでござい

次官にかわつて大公使に面接する、国際会議などに次官のかわりで出席する、あるいはただいま申し上げましたような儀礼的あるいは交際的な面でのいろいろ次官にかわつて接待する、大体そういうことがおもな任務になるのではなからうかと考えます。

○石山委員 あなたの御説明を聞いてみると、一人あると大へんな仕事ができるというふうな……今までいられた政務次官はお二人でなかつたのですか。——そうすると今までの次官と局長の間というのは、地位からすれば、それからただいま御指摘のように、大体われわれは次官と局長の間ということになると思ひます。しかし同時に、実際の仕事の上におきまして、屋上屋を架すようなことになって、仕事がかえつて滞滞するような弊害が起らないようにということは、われわれとしては十分警戒しなければならぬと思つておりますし、間の立場、資格ではございまして、それができたならば、必ずそこを過ぎなければ次官に行かない、書類など参らないというふうにしてしまふことはどうかと考えておりますので、その点は内部的に十分調整いたして参りたいと考えております。

それから一人が非常に何でもやるというふうにあるいは聞かされたも存じませんが、要するに今まで非常に欠けておる、あるいは相手方に無用の悪感情などを起させないようになつたために、少なうとも、さしたつては一人でございますが、置きたい。われわれの希望、あるいは将来の発展を見な

ければわかりませんが、場合によつてはそれを複数制にして参る事態が起るかもしれないというふうには考えております。

○石山委員 そうすると性格が、たとえば省で政務次官と事務次官というふうに分けています。各省の場合は、審議官は事務というよりも政策決定の機関になる場合が多いようですが、外務省のような場合は、大公使を相手というのと、政策決定よりも、何か事務的な問題に対する指示、示達というふうなことが多いように思ひます。そうしますと、一人であらゆるものを受け取るよりも、今安保委員会を聞いてみると皆さんの方にたくさん局長さんがおられるでしょう。それぞれの担任の局長さんの方にその問題を持ち込んで処理してもらつた方が能率が上がるのじゃないか、解決が早いんじゃないかと思はれるのです。

もう一つは、審議官を一人置いて、審議官一人では仕事ができるわけじゃないので、審議官室みたいなものを設けるわけでしようが、そのスタッフはどういう格好になるのです。

○内田(藤)政府委員 ただいま御指摘のような意味の審議官というものは、外務省にないわけではございません。ただし今度の場合にはそれと違ひまして、御指摘のように實際上在外使臣などに接触する、あるいはその話を聞いたり、あるいはこつちから申し入れをする場合の役目を期待しておるわけでございいます。それは御指摘のように実質的に考えますと、各局長がそういう大公使に面接しても、われわれ自体の角度からすればそんな都合があると思つておりませんけれども、先

ほど申し上げましたように、やはり大使というものは、彼らが持つておる感情と申しますか、プライドと申しますか、そういう角度から申しますと、一つあなたは局長に会つてくれというのでは、やはりおもしろくないような例が少なくないのでございいます。それから實際、たとえば在外使臣が次官に会うことになっておりましたと、その間は次官が外国の大使館に入つていてということになりますと、ほかの日本人のお客さんと違ひまして、實際上その間全く隔離されてしまふような事態になりますので、われわれの省内のいろいろな仕事の面からも都合が起るという実情がございまして、そこで次官の代理として裁決する者がある、次官が都合の悪いときにはその人の裁決で事を運ぶような制度をとつておくということは、場合によつて、事態の緊急性などを考えますと必要があるわけでございいます。かたがた、その人が一人できれば、万能的にいろいろな問題が解決されるというふうには決してわれわれ感じておりませんけれども、現在のいろいろな不都合を補う意味においては、非常に有益な制度ではないか、また現にそういう事情で世界の各国とも同様な制度をとつておるのではなからうかと考える次第でござい

○石山委員 そうすると、私はさきに日本の在外大使というふうなことを考へておつたのですが、在日の大使、公使、この接待が非常に大きいという意味ですか。

○内田(藤)政府委員 私もし言葉が足りませんでしたら、私はその意味で申し上げたわけです。在外使臣が、東京

でございいます。従いまして実際の任務はどういうことになるかと申しますと、

おまな理由は大体以上のようなものでございいます。従いまして実際の任務はどういうことになるかと申しますと、

おまな理由は大体以上のようなものでございいます。従いまして実際の任務はどういうことになるかと申しますと、

おまな理由は大体以上のようなものでございいます。従いまして実際の任務はどういうことになるかと申しますと、

おまな理由は大体以上のようなものでございいます。従いまして実際の任務はどういうことになるかと申しますと、

おまな理由は大体以上のようなものでございいます。従いまして実際の任務はどういうことになるかと申しますと、

おまな理由は大体以上のようなものでございいます。従いまして実際の任務はどういうことになるかと申しますと、

おまな理由は大体以上のようなものでございいます。従いまして実際の任務はどういうことになるかと申しますと、

おまな理由は大体以上のようなものでございいます。従いまして実際の任務はどういうことになるかと申しますと、

おまな理由は大体以上のようなものでございいます。従いまして実際の任務はどういうことになるかと申しますと、

おまな理由は大体以上のようなものでございいます。従いまして実際の任務はどういうことになるかと申しますと、

に大使が五十四、公使が十一おるといふに申し上げたつもりでございませう。

○石山委員 そうすると話の前提がいふ違つておりました。

それから機構上の問題について副長官にお伺いしたいのです。長官も来ていただければなおいいと思うのですが、審議官一人というお話ですから、そういう考え方を伺いしておきたいのです。一人一人というのと、案外何となく便利だからいいだろうというふうなことになるのです。私は今国家公務員の定員法の調査をやっておるわけですが、なるほど人数が多くなると、たとい一人であつても便利だし、サービスピ精神も発揚されれば効果も上がるだろう、これは理の当然だろうと思う。

一人一人、ということが押えのきかない格好になるのだ。これは大蔵省の主計局から来たある課長さんなんかに言っているのですが、仕事も仕事だけれども、各省の公務員の本能だといふような言葉も言っているのです。だから仕事もなるほど仕事だろうと思うけれども、何らかの機会にそれに乗じたような形で、形をばらけていくのではないのか。審議官という、職制からすると、外務省の中で格づけがどういふふうな省令になるかわかりませんけれども、お話の性質からすれば、次官と局長の間に位置する審議官だと言っているのです。ほかの省の審議官はどういう格づけをされていくかというところ、それから総理府としてどういう機構上から見た場合、どういふ見解をして、今回の案に賛成なさったかどうかということをお伺いしたいのです。

○佐藤(朝)政府委員 ただいまお尋ね

のございました外務審議官のことに関していたしました、そういう職について格づけの問題でありますとか、そういうものについてどういふふうな思つておるかというお尋ねでございませうが、現在各省にありますがこの種のものが、いたしましては、たとえば建設省の技監、それから大蔵省の財務参事官、海上保安庁の警備救難監、そういう種類のものがございませう。この種類のものができました場合に、どういふふうな格づけをするかという問題につきましましては、これはどうも総理府の所管でございませう、人事院級別定数で設定することになると思ひます。その法律の趣旨に従ひまして、適当な格づけをするのではないかと私は考えます。

○石山委員 これは外務省にお伺いしますが、たとえば省議をおやりになりまう。重要問題を決するときは、重要問題でなくとも省議なんかおやりになるだろうと思ひますが、特に政策決定のような場合、この審議官の立場といふか、権限といふか、こういうふうなものは省令の中で定められるわけですか。

○内田(藤)政府委員 多分省令で定めると思ひますが、これにもございませう。実際問題としてしましては、その政策調整の問題が数局にわたるような場合に、その人が主たる担当者になるというふうな場合も、あり得ないことではないと思ひます。しかし省議の決定というふうな場合におきましては、当然その人も省議の議に参画いたしまし、そういう場合に最後の決定者は事務当局の首脳者であるやうに次官になつておられるに私は考えます。

○石山委員 あなたの説明を聞いてみると、私は案外すらすらと賛成申し上げたいと思つたのですが、この提案の法律の二項に、「重要な外交政策の企画立案及びその実施に関する事務を総括整理する」という重要事項が記載されているわけですか。これはやはり審議官一人ということではなくして、外務省の機構の一つの大きな改革になりかねない要素をこの中に含んでゐる。だから審議官一人そこにお入れになれば、やはり部課長もふえざるを得ないやうな格好じやないですか、この法律の内容からすれば、そうすると機構拡張に通ずるものではないか。今年度が審議官一人ふえれば、そのことによつて来年は設置法として部課長をふやすということになりかねないと思ひます。

が、そのことと、あなたが提案されてゐるような在日の大使、公使の関係、また省内の関係ももちろんあるのですが、その任務というものと、政策立案の基礎をやるということになると世帯がどうしても大きくならざるを得ないと思ひますが、その構想はどうなんですか。

○内田(藤)政府委員 これはそういうふうにお読みになるやうな趣旨は、われわれの頭では全然考へておりませう。これはただいま申し上げましたやうに、もちろん各局にわたるやうな問題について、ある場合にその審議官が担当者になるというやうな例があり得ないとは考えませうけれども、これはあくまで現在あります事務当局を使つての問題でございまして、その人の下に大きな機構、局なり部なりあるいは課なりを作らう、こういう考へは全然持っておりません。またそういうこと

になつたのでは、これを置いた趣旨が全くなくなつてしまふわけではございませう、そういうことは考へておりませう。

○石山委員 大蔵省なんかへ行つても、日銀政策委員なんという部屋があります。これはやはり御本人を中心にしたものの考え方、そういうふうな部屋を作つてゐるわけですね。ですからあなたの提案の、あるいは説明の意見を聞くと、身軽な形で在日の大公使としよつちやう面接をする、連絡をする、情報の交換をする、そしてあつたときには省議にも参加する、こういうふうなふうな思つておつたのです。が、「重要な外交政策の企画立案」で案となる、これは少数のスタッフではなかなかできないという証拠が歴然としてゐるのです。今までのあれかしらします。そうすると、あなたの御意見というものと、現われてくる法文というものと、それからそのことにより起るだろうところの機構補充の問題は、ちよつと矛盾を感じてゐるのです。私はこの法案から見ると、あなたの提案趣旨だけだと、私もよくわからぬけれども、外交上そういうやうなことに關して失礼な気分をもしかりに与へてゐるとすれば、一人二人のいわゆる高級官僚の増員などはやむを得ないものだと考えますけれども、どうもその中に、各局をも押さへるやうな、全般の政策立案をこころでやるというふうなことになるやうな、これはこのままでは済まぬといふことになると思ひますが、その点はもう一ぺん説明をしていただきたいと思ひます。

○内田(藤)政府委員 重要政策の企画立案を当然この人がやるのだといふやうにわれわれは考へてゐるのではないでございませう、たとえば例を申し上げますと、一応、軍縮といふやうな問題が起ります。この軍縮の問題といふものは、現在の外務省の部局で申しますと、国連で問題になつておるからという意味で国連局が一応の担当をいたすわけではございませうけれども、しかし同時に、これは御承知のように国連外の意味で、国連外と申しますと、各政務関係の局の、たとえばソ連関係の方を担当しております。アメリカの方を担当しております。またアメリカの方なりフランスなりドイツなりの動向といふことにもなります。これまたそれの地域にも關係して参ります。そういう問題ごとによりまして、必ずある一局だけ、そこだけが主管で取り扱うというのには適しない問題といふのが現に起つておられます。また今後もし起り得るやうなふうなわれわれは考へております。そこでそういう場合に、だれがそういう問題を統括して、常に自分の下にスタッフを持つてゐる、といふ意味ではございませうが、各部局のやつておられますことを統一的にあるいは重複なりを避けるやうな形において、適当な指示を与えるやうなものがないと困るわけではございませう。われわれはいたしましては、ここに重要政策の企画立案といふことを多少うたつておられますのは、そういう場合、たとえば今のその審議官にそれの全体の統一的なことをやらせる、

こういうような意味でわれわれは考えておるわけでありまして、その人が自分のスタッフを持って特に重要政策の企画立案を絶えずやる、こういう意味にはわれわれとして全然考えておらぬわけでございます。

○福田委員長 委員長から質問します、これはその場合、事務次官は当然これはこういうような重要な外交政策の企画立案、実施に関する事務を総括整理する、これは当然の職務だと思ひます。大臣からこの審議官になった人が命を受けて、こういうことをやってくれ、こういうときに事務次官と競合が起きた場合、その人によつては、事務次官何と言ふか、おれは命を受けておるからおれがやるのだ、こういうような場合の調整の考え方はこの中に入つておるのか、またどういふふうにしてやるのか、これをまずちよつと説明してくれませんか。

○内田(藤)政府委員 われわれといたしましては、事務次官の終局の責任者は当然事務次官であるという考え方でございまして、ただ、ただいま申し上げましたように、それでは各局にまたがる問題だから、その最終段階にいきます前の段階において、次官が常に各局長とそういうことをやつて参ることが事實上可能かと申しますと、実際次官といふものの現実の問題といたしましては、やはりその一つの段階のそういった統合整理はだれかに担当してやらせるということの方が、事実上便宜でもございまして、また実際問題としてはそうせざるを得ないことがわれわれの仕事から見えてあるわけでございます。しかしそのときに御指摘のように、かりに審議官と次官とが非常に仲が

悪くて意見が違ふというようなことが起こり得ないか、これは観念的に考えれば、人間のことでございましてから起り得ないとは言えないかもしれませんが、制度の問題としましては、ただいま申し上げましたように当然次官が最終の責任者なのでございまして、最後の段階においては当然次官が整理統合したすべきでありますし、またそうなるであらうと私は考えております。

責任者は当然この第二項の事務次官である。従つてこれは大臣ないしは事務次官の委嘱を受けて、ある範囲においての所掌事務の一部を総括整理する職である、こういうふうに理解しておるわけでございます。

○福田委員長 それならば、なぜ今のその条文を引例するような説明をこの中に入れておかなかつたのか、そういう誤解を受けるようなものを、どうして提案理由のうちにでも何にでも入れなかつたのか。

○内田(藤)政府委員 確かに提案理由の中にそのことをうたつてないのは、われわれの方がまずかつたと存じます。しかしわれわれは、当然そういう考え方でこの官を作つておるわけでございます。

○内田(藤)政府委員 この官を置きます根拠になつておりますのは、国家行政組織法の十七条の二の四項でございまして、第一項に「各省及び第三条第三項但書の各庁には、事務次官一人を置く。」二項に「事務次官は、その機関の長たる大臣を助け、省務又は庁務を整理し、各局及び機関の事務を監督する。」これが事務次官の事務として第二項に書いてございまして、それでこの問題の基礎になります法文はこの四項でございまして、四項は「総理府、各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができる。」この条文に基づいて今これを置こうとしておるわけでございます。従ひましてわれわれとしては、この十七条の二の趣旨から見ましても、事務次官の最後の

○石山委員 あまりたてつて言うのは外交辭令にせむくかも知れぬけれども、もう一べん言ひます。各局長の上から立つて、各局から何でも上がつてくるものをそこでチェックしなければ通さないのだ、だから私は言うわけです。そういう傾向になれば、ここにあらる二項が生きてくるわけですね。いわゆる部課をほかか置いて、二、三十人くらいの機構をほかに設けなければ、これは生きてこないわけですね。そういう構想でいくと、僕はきょうは上げてしまおうと思つたけれども、これは委員長、ちよつと考えさせてくれということになると思つたのです。あなたの説明を私、すなおに聞いて問題を進めてきましたけれども、そこをもう一べんきちんと言つていただかないと、これはやはりわれわれは覚へもう一べん持ち帰らなければいかぬような結果だと思つたので、もう一べん御説明いただき

たい。

○内田(藤)政府委員 確かに提案理由の中にたゞいまのような条文を引いて、地位づけといふものをもつとはつきりしておくべきであつたといふことについては、私申しわけないかと存じます。ただわれわれ自身が、この官を置きたいといふことの趣旨は、先ほど来申し上げました通りでございまして、ことさらに毛頭持つておりません。實際たゞいまほかの外国の例などでも申し上げましたように、そういう上級のポストといふものが今日の外交をやつて参ります現実の必要と申しますか、有益性と申しますか、そういう角度から出て参つておるわけでございます。ほかの国の例でもこの官ができたからそこに非常に多くのスタッフをつけておるなんといふことは、現にどこもやつておりませんし、われわれもそういう考えは全然持つておりません。むしろたゞいま申し上げましたように、次官にある場合にかつていろいろなことをする、つまり次官が直接自分で何も部課を持つておるわけでは

ないと同じような考え方に立つて考えておるわけでございます。

○田万委員 関連して。私外務省のこととは知りませんが、次官補という言葉はどうでしょうか。そういうふうな審議官と出ておりますけれども、次官補という言葉が適當ではないでしょうか。

○内田(藤)政府委員 われわれも全くその通りに考えております。ただ実はこの名称の問題は、非常にいろいろ紆余曲折がございまして、次官補という一般的な名称にしますと、各省においてこれをすぐまねをすると思ひますか、一般化するのではないかと申すことで、大蔵省もそれから行政管理局も、その名称に対しては非常に強い反対がございまして、それで結局次官補という名前はやめざるを得なかつたわけでございます。しかしあくまでわれわれの思想は、正直に申し上げますとこれは次官補の思想でございまして、従ひましてそういう下部の機構を作るといふことは、全く考えてないといふのが正直な気持でございます。

○福田委員長 ほかに御質疑はありますか。

せんか。——御質疑がなければ、これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○福田委員長 これより本案について討論に入りますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

外務省設置法の一部を改正する法律案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認めます。よって本案は可決いたしました。

なおこの際、委員長から一言政府当局の方へ申し上げておきますが、先ほど石山委員から言われた質問の要旨は非常に大事な問題だと思つたので、十分質問の要旨を体して運営をやるということにしたいと思いますと思うのです。これについて外務政務次官から一言御発言をお願いします。

○小林(絹)政府委員 仰せの通りにいたします。そのつもりでございます。

○福田委員長 なお本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

次会は明十三日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会

〔参照〕

国家公務員災害補償法等の一部を改

正する法律案(内閣提出第一二三号)に関する報告書
外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年五月十六日印刷

昭和三十五年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局